（適合命令）

第十九条の二十四の二の十　厚生労働大臣は、登録検査業者検査員研修機関が第十九条の二十四の二の三第一項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その登録検査業者検査員研修機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置を採るべきことを命ずることができる。

（改善命令）

第十九条の二十四の二の十一　厚生労働大臣は、登録検査業者検査員研修機関が第十九条の二十四の二の五第一項の規定に違反していると認めるときは、その登録検査業者検査員研修機関に対し、検査業者検査員研修を行うべきこと又は検査業者検査員研修の実施方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置を採るべきことを命ずることができる。

（登録の取消し等）

第十九条の二十四の二の十二　厚生労働大臣は、登録検査業者検査員研修機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は六月を超えない範囲内で期間を定めて検査業者検査員研修の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一　第十九条の二十四の二の二第一号又は第三号に該当するに至つたとき。

二　第十九条の二十四の二の五から第十九条の二十四の二の八まで、第十九条の二十四の二の九第一項又は次条第一項若しくは第二項の規定に違反したとき。

三　正当な理由がないのに第十九条の二十四の二の九第二項各号の規定による請求を拒んだとき。

四　前二条の規定による命令に違反したとき。

五　不正の手段により登録を受けたとき。

（帳簿）

第十九条の二十四の二の十三　登録検査業者検査員研修機関は、検査業者検査員研修を行つたときは、検査業者検査員研修の修了者の氏名、生年月日、本籍地都道府県名（日本国籍を有していない者については、その国籍）、修了年月日及び修了証の番号を記載した帳簿を備え、検査業者検査員研修の業務の廃止（登録の取消し及び登録の失効を含む。）に至るまで保存しなければならない。

2　登録検査業者検査員研修機関は、検査業者検査員研修を行つたときは、次の事項を記載した帳簿を備え、これを記載の日から五年間保存しなければならない。

一　検査業者検査員研修の種類

二　検査業者検査員研修の内容及び時間

三　検査業者検査員研修を行つた年月日

四　検査業者検査員研修の講師の氏名及びその者の資格に関する事項

五　検査業者検査員研修の結果

六　その他検査業者検査員研修に関し必要な事項

3　登録検査業者検査員研修機関は、検査業者検査員研修の業務の廃止をした場合（登録を取り消された場合及び登録がその効力を失つた場合を含む。）には、第1項の帳簿を厚生労働大臣に引き渡さなければならない。

（報告の徴収）

第十九条の二十四の二の十四　厚生労働大臣は、検査業者検査員研修の実施のため必要な限度において、登録検査業者検査員研修機関に対し、検査業者検査員研修事務又は経理の状況に関し報告させることができる。

（公示）

第十九条の二十四の二の十五　厚生労働大臣は、次の表の上欄に掲げる場合には、同表の下欄に掲げる事項を官報で告示しなければならない。

登録をしたとき。	一　登録検査業者検査員研修機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名 二　事務所の名称及び所在地
三　登録に係る検査業者検査員研修の種類 四　登録した年月日	
第十九条の二十四の二の六の規定による第十九条の二十四の二の三第二項第二号の事項の変更の届出があつたとき。	一　変更前及び変更後の登録検査業者検査員研修機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名 二　変更する年月日
第十九条の二十四の二の六の規定による第十九条の二十四の二の三第二項第三号の事項の変更の届出があつたとき。	一　登録検査業者検査員研修機関の氏名又は名称 二　変更前及び変更後の事務所の名称及び所在地 三　変更する年月日
第十九条の二十四の二の八の規定による届出があつたとき。	一　検査業者検査員研修の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止する登録検査業者検査員研修機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名 二　休止し、又は廃止する検査業者検査員研修の業務の範囲 三　検査業者検査員研修の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止する年月日 四　検査業者検査員研修の業務の全部又は一部を休止しようとする場合にあつては、その期間
第十九条の二十四の二の十二の規定により登録を取り消し、又は検査業者検査員研修の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。	一　登録検査業者検査員研修機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名 二　登録を取り消し、又は検査業者検査員研修の業務の全部若しくは一部の停止を命じた年月日 三　検査業者検査員研修の業務の全部又は一部の停止を命じた場合にあつては、停止を命じた検査業者検査員研修の業務の範囲及びその期間

第十九条の二十四の四第1項中「第十九条の二十四の二」を「第十九条の二十四の二の十六」に、「すべて」を「全て」に改める。

様式第1号中「第19条の24の2」の次に「、第19条の24の2の16」を加え、同様式備考1中「安全衛生推進者等養成講習」の次に「、検査業者検査員研修」を加え、同様式備考2中「この届出書は」の次に「、登録検査業者検査員研修機関」を加え、同様式備考4中「衛生推進者養成講習の別を」の次に「、検査業者検査員研修にあつては、労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和47年労働省令第44号）第19条の24の2第1項の表の下欄に掲げる研修の別を」を加え、「労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和47年労働省令第44号）」を「同令」に改める。

様式第1号の1中「第1条の2の5」の次に「、第19条の24の2の5」を加え、同様式備考中「この届出書は」の次に「、登録検査業者検査員研修機関」を加える。

様式第1号の3中「第1条の2の5」の次に「、第19条の24の2の5」を加え、同様式備考中「この届出書は」の次に「、登録検査業者検査員研修機関」を加える。

様式第1号の4中「第1条の2の5」の次に「、第19条の24の2の5」を加え、同様式備考1中「安全衛生推進者等養成講習」の次に「、検査業者検査員研修」を加え、同様式備考2中「この報告書は」の次に「、登録検査業者検査員研修機関」を加え、同様式備考3中「衛生に関する講習」を」の次に「、検査業者検査員研修にあつては、労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和47年労働省令第44号）第19条の24の2第1項の表の下欄に掲げる研修の別を」を加える。